

2 高額居宅支援サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保

険者等が同一の月に受けた居宅サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千一百円を超える場合に、当該月に居宅サ

ビス又はこれに相当するサービスを受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千一百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅

要支援被保険者が当該月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る第二十二条の二第一項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象居宅サービスを受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千一百円を超えるときは、当該得た額から三万七千一百円を控除して得た額を高額居宅支援サービ

ス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額居宅支援サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千一百円」とあるのとは、「二万四千六百円」とする。

6 1 一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービ

ス又はこれに相当するサービスのあつた月の属する年度（居宅サービス又はこれに相当するサービスのあつた月が四月又は五月の場合においては、前年度）分の地方税法の規定によ

る市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

7 1 一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービ

ス又はこれに相当するサービスがあつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三

万七千一百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

第一項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス又はこれに相当するサービスがあつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三万七千一百円」とあるのを「二万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第一号に掲げる者を除く。）であるときは、第一項中「三万七千一百円」とあるのは、「二万五千円」とする。

7 1 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者

を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る居宅要支援サービス費の額を超えるときは、当該千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額居宅支援サービス費の額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額が定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8| 居宅要支援被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者」という。)について特定公費負担給付が行われるべき居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定居宅サービス者について居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを受けた場合において、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額居宅支援サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者に支払うものとする。

9| 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者

に対する、第三項又は第四項の規定による高額居宅支援サービス費の支給があつたものとみなす。

10| 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスについては、第一項から前項までの規定は、適用しない。

11| 高額居宅支援サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生省令で定める。

(法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情)

第三十条 法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二・三 (略)

(法第六十六条の政令で定める規定等)

第三十七条 法第六十六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一・九 (略)

十 生活保護法の規定

(法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情)

第三十三条 法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している要介護被保険者等(法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この節において同じ。)又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二・三 (略)

(法第六十六条の政令で定める規定等)

第三十七条 法第六十六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一・九 (略)

十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定

十一 (略)

十二 地方税法の規定（第五百八十六条第一項第五号及び第七百一条の三十四第三項第九号に限る。）

十三～二十四 (略)

2 (略)

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合には、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込み数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二
イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のい

ずれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のい

ずれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

十一 (略)

十二 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定（第五百八十六条第二項第五号及び第七百一条の三十四第三項第九号に限る。）

十三～二十四 (略)

2 (略)

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合には、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込み数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の一
イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。次条第一項第一号イにおいて「老齢福

祉年金」という。）の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百四十一号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止され

ているものを除く。次条第一項第一号イにおいて「老齢福

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第五十八条 施行法第四条の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該

指定に係る病院、診療所又は薬局について、その施行日前にし

た行為により健康保険法第四十三条ノ一二の規定による保険医

療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第四十四条第十二項において準用する同法第四十三条ノ十二の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。

第五十九条 (略)

附 則

(平成十二年度から平成十四年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第四条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十八条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第一号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第一項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

21 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十九条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九条第三項において準用する第三十八条第三項第一号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

第五十八条 (略)

附 則

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百二十二号）
(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改

正

案

現

行

(調整交付金)

第一条の二 法第二百二十二条第一項に規定する調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2| 普通調整交付金は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項の市町村間ににおける格差により生ずる介護保険の財政の不均衡を是正することを目的として交付する。

1| 当該市町村における第一号被保険者のうち七十五歳以上である者の割合

2| 当該市町村における第一号被保険者の総数に対する当該市町村に係る第一号被保険者のうち七十五歳以上である者の割合

3| 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し、厚生省令で定めるところにより交付する。

4| 特別調整交付金の額は、法第二百二十二条第二項に規定する調整交付金の総額から第二項の規定により各市町村に対して普通調整交付金として交付すべき額の合計額を控除して得た額とする。

5| 第三項の規定により各市町村に対して特別調整交付金として交付すべき額の合計額が前項に規定する特別調整交付金の総額とする。

に満たないときは、その満たない額は、厚生省令で定めるところにより、普通調整交付金として交付するものとする。

(事務費交付金)

第五条の二 法第二百二十六条の政令で定める費用は、法第二十七条から第三十七条までの規定により市町村が行う要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十二条の十四第一項の規定により法第三十八条第二項に規定する審査判定業務を都道府県に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）とする。

2| 法第二百二十六条の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する交付金の額は、要介護認定等申請者（法第二十七条第一項、第二十八条第二項若しくは第三項、第二十九条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条第二項若しくは第三項の規定により申請を行う者をいう。以下この項において同じ。）一人当たりの前項に規定する事務の処理に要する費用の額に、当該市町村の要介護認定等申請者数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を基準として厚生省令で定めるところにより算定した額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額に二分の一を乗じて得た額を超えることができない。

第六条

1 · 2 (略)

3 前項の保険料収納下限額（以下「保険料収納下限額」とい

第六条

1 · 2 (略)

3 前項の保険料収納下限額（以下「保険料収納下限額」とい

う。）は、各市町村につき、事業運営期間における保険料収納必要額（令第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。以下同じ。）に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額に、各市町村の第一号被保険者の数等の区分に応じて厚生省令で定める率を乗じて得た額とする。

- 5 -

第十二条

5 前項の概要

納付額の総額及び当該年度における第七項に規定する國庫年度負担額の合算額を控除して得た額（以下この条において「都道府県年度負担額」という。）については、初年度における都道府県年度負担額は第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額以上の額とし、初年度及び次年度における都道府県年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額の三分の二に相当する額以上の額とする。

う。)は、各市町村につき、事業運営期間における保険料収納必要額(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号。以下「令」という。)第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。以下同じ。)に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額に、各市町村の第一号被保険者の数等の区分に応じて厚生省令で定める率を乗じて得た額とする。

4・5 (略)

1-4 (略)

5 前項の額のうち事業運営期間の各年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額から当該年度における拠出金年度納付額及び当該年度における第七項に規定する国庫年度負担額の合算額を控除して得た額(以下この条において「都道府県年度負担額」という。)については、初年度における都道府県年度負担額は第一項第一号に掲げる額以上の額とし、初年度及び次年度における都道府県年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額に二乗じて得た額以上の額とする。

現 行	改 正 案
(介護保険法施行令の一部改正)	(介護保険法施行令の一部改正)
第八十四条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十一号）の 一部を次のように改正する。	第八十四条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十一号）の 一部を次のように改正する。
附則第四条を附則第六条として、附則第三条の次に次の二条を 加える。	附則に次の二条を加える。
(訪問介護員養成研修の経過措置)	(訪問介護員養成研修の経過措置)
第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了し た者とみなす。	第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了し た者とみなす。
一 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当する ものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者 であつて、厚生省令で定めるところにより、当該研修の事 業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の 交付を受けたもの	一 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当する ものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者 であつて、厚生省令で定めるところにより、当該研修の事 業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の 交付を受けたもの
二 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当する ものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつ て、この政令の施行後当該研修の課程を修了し、厚生省令 で定めるところにより、当該研修の事業を行つた者から当 該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの	二 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当する ものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつ て、この政令の施行後当該研修の課程を修了し、厚生省令 で定めるところにより、当該研修の事業を行つた者から当 該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第	三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第

三) この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

（介護支援専門員実務研修等の経過措置）

第五条 次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了して

いる者とみなし、介護支援専門員名簿に登録するものとする。

一) この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し

たことにつき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二) この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中であり

、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき

、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課

程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

三) 第三十五条の二第二項の規定は、前項の規定により介護支

援専門員名簿への登録を受けた者について準用する。

3 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事が認める試験に合格して

いる者は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者と

みなす。

二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

（介護支援専門員実務研修等の経過措置）

第五条 次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了して

いる者とみなし、介護支援専門員名簿に登録するものとする。

一) この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し

たことにつき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二) この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中であり

、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき

、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課

程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

三) 第三十五条の二第二項の規定は、前項の規定により介護支

援専門員名簿への登録を受けた者について準用する。

3 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事が認める試験に合格して

いる者は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者と

広域的な保険者運営を行う市町村

平成12年1月14日調査

	都道府県別市町村数			広域連合			一部事務組合			市町村相互財政安定化事業					
	市/特別区	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村
北海道	34	154	24	1	1	5									
青森県	8	34	25												
岩手県	13	30	16	1	1	2		2	1	7	3				
宮城県	10	59	2												
秋田県	9	50	10					2	2	18	3				
山形県	13	27	4												
福島県	10	52	28												
茨城県	20	48	17												
栃木県	12	35	2												
群馬県	11	33	26												
埼玉県	43	38	11												
千葉県	31	44	5												
東京都	50	5	8												
神奈川県	19	17	1												
新潟県	20	57	35					1		2	2				
富山県	9	18	8					5	4	18	8				
石川県	8	27	6	1			5								
福井県	7	22	6	1		6									
山梨県	7	37	20												
長野県	17	36	67	1	1	1	5	1		1	2				
岐阜県	14	55	30	7	1	24	21	1		2	1				
静岡県	21	49	4					1		3					
愛知県	31	47	10	1	3	1						1		2	3
三重県	13	47	9	5	5	14	4	1		3	1				
滋賀県	7	42	1	1		5	1								
京都府	12	31	1												
大阪府	33	10	1	1	1	3									
兵庫県	22	66	0												
奈良県	10	20	17												
和歌山県	7	36	7					1		2	1				
鳥取県	4	31	4	1		3	1								
島根県	8	41	10	2		12	5	4	3	16	3	2	3	8	2
岡山県	10	56	12					1		4					
広島県	13	67	6	1		6									
山口県	14	37	5												
徳島県	4	38	8									1		6	2
香川県	5	38	0												
愛媛県	12	44	14												
高知県	9	25	19												
福岡県	24	65	8	1	4	60	8								
佐賀県	7	37	5	1	2	13	3	3	4	22	2				
長崎県	8	70	1	2		15		3	2	27					
熊本県	11	62	21												
大分県	11	36	11												
宮崎県	9	28	7												
鹿児島県	14	73	9									1		7	
沖縄県	10	16	27												
全国	694	1990	568	28	21	167	53	26	16	125	26	5	3	23	7

広域的な保険者運営を行う地域	59 地域
広域的な保険者運営を行う市町村	441 市町村

※1) 平成12年4月1日までに広域化を行う(形態の変更を含む)ことを決定している地域を含む
 ※2) 平成11年9月現在で介護保険財政の広域化を決定していた地域は55地域413市町村

認定審査会の設置形態

平成12年1月14日調査

	都道府県別市町村数			機関の共同設置				広域連合				一部事務組合				事務の委託			単独実施		
	市/特別区	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	市	町	村	市	町	村
北海道	34	154	24	45	11	138	24	1	1	5									22	11	
青森県	8	34	25	1	1	3	4	2	3	13	12	3	4	18	9						
岩手県	13	30	16	6	5	9	6	2	3	4		5	4	15	10				1	2	
宮城県	10	59	2	10	1	28	1				5	5	30	1	1				4		
秋田県	9	50	10	3		12	2				6	6	34	8	2				3	2	
山形県	13	27	4	3	1	13	4											12	14		
福島県	10	52	28	12	2	32	10				4	3	19	18				5	1		
茨城県	20	48	17	15	5	29	11				2		9	3			1	15	10	2	
栃木県	12	35	2								2		6					12	29	2	
群馬県	11	33	26	6	6	19	11				4	3	10	14			2	4	1		
埼玉県	43	38	11	4	2	6	2				2	2	10	6			1	39	22	2	
千葉県	31	44	5	6	1	18	3				3	3	17	2				27	9		
東京都	50	5	8															2	50	5	6
神奈川県	19	17	1	2		7													19	10	1
新潟県	20	57	35	15	9	31	21				6	3	21	14			8	5			
富山県	9	18	8								5	4	18	8			5				
石川県	8	27	6	7	2	15	6				1		4				6	8			
福井県	7	22	6	5	3	16	5	1		6	1	2		1			2				
山梨県	7	37	20	3	1	7	5	1	2	1	4	5	3	29	10		1	1			
長野県	17	36	67					8	11	27	58	2	6	9	9						
岐阜県	14	55	30	3	1	8		7	1	24	21	6	8	23	9			4			
静岡県	21	49	4	12	8	32	4				3		10					13	7		
愛知県	31	47	10	5	1	15	4	1	3	1	3		8	4			27	23	2		
三重県	13	47	9	4	3	15	1	8	7	29	7	1	3	1			3				
滋賀県	7	42	1	3	3	11		1	5	1	2		8				4	18			
京都府	12	31	1								1	2	1				30	1	10		
大阪府	33	10	1	4	4	6	1	1	3								26	4			
兵庫県	22	66	0	3		10					7	2	33					20	23		
奈良県	10	20	17	4	2	7	4	2	2	6	13	1	7				6				
和歌山県	7	36	7	4	1	11	1				4	2	17	4			4	8	2		
鳥取県	4	31	4					1	1	8	1	2	3	23	3						
島根県	8	41	10	1	2	5		2		12	5	6	6	24	5						
岡山県	10	56	12	12	3	35	7	1		3		2	1	8	5		6	10			
広島県	13	67	6	10	4	31	2	1		6		3	1	12	4		5	8	13		
山口県	14	37	5	9	2	25	1				1		3	4			12	9			
徳島県	4	38	8	5		11	1	1		7	1	4		20	6			4			
香川県	5	38	0								6	5	38								
愛媛県	12	44	14	10	1	30	11				2	2	5	3				9	9		
高知県	9	25	19	7	4	13	6	1		3	2	5	2	8	8		3	1	3		
福岡県	24	65	8	3	6	4		1	4	60	8							14	1		
佐賀県	7	37	5	1	1	2		1	2	13	3	3	4	22	2						
長崎県	8	70	1	7	4	26	1	1		9		5	2	35				2			
熊本県	11	62	21	3	2	13	12	4	4	32	3	3	3	17	6			2			
大分県	11	36	11	1	1	5		4	3	13	3	5	7	18	8						
宮崎県	9	28	7	10	9	28	7														
鹿児島県	14	73	9					2		9		11	12	61	7		2	2	2	1	
沖縄県	10	16	27								5	3	11	24				7	5	3	
全国	694	1990	568	264	112	726	178	55	50	296	142	147	113	664	216	0	40	8	419	264	24

介護認定審査会を広域的に設置する地域 ※1 477 地域

介護認定審査会を広域的に設置する市町村 2,545 市町村

介護認定審査会を単独で設置する市町村 707 市町村

※1)事務の委託を行う市町村については、受託主体ごとに1地域として計上

※2)平成12年4月1日までに広域化を行う(広域形態の変更を含む)ことを決定している地域を含む